

社会医療法人愛仁会高槻病院 臨床研究センター運営規程

(設 置)

第1条 社会医療法人愛仁会高槻病院（以下「高槻病院」という。）に臨床研究センター（以下「研究センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 高槻病院における研究センターは、臨床研究を主体とし、疫学調査を含めた病因究明・病態解明・治療法の開発等の臨床並びにその基礎となる研究を行う。このため、研究センターは、院内各臨床部門と密接に連携協力し、あわせて院外の研究員、諸機関と広く協力し、研究施設の効率的運用を図り、医療技術の向上に資することを目的とする。

(臨床研究センター長)

第3条 研究センターに臨床研究センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、院長が任命し、院長の指揮監督を受け、業務を掌理する。

(内部組織)

第4条 研究センターに次の研究室を置く。

腎臓疾患研究室
医療の質研究室
医工学研究室
病態代謝研究室
成育医療研究室
器官発達学研究室

(室長・研究員)

第5条 各研究室に室長を置く。

2 室長は、センター長を助け、センター長の必要に応じてその業務を分担するとともに研究室に所属する研究員等の業務を指導、監督して研究成果の向上に努め、研究室内各機器の保全、整備に対して常に注意しなければならない。また、長期間頻繁かつ積極的な研究活動を行い、研究センターの研究成果の向上に努めなければならない。

3 研究センターに研究センター研究員（以下「研究員」という。）を置くことができる。研究員とは、研究センターにおいて、長期間頻繁かつ積極的な研究活動を行う者をいい、院長より任命する。

4 研究員は、センター長、当該室長との緊密な連携の下に、各人の研究活動を通じて、研究センターの研究成果の向上に努めなければならない。

5 研究員は、研究センター内各機器の適切な使用及び日常の保全に対し、直接の責任を有するものとする。

(研究計画)

第6条 室長及び研究員は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、当該年度における研究計画をセンター長に提出するものとする。

(公表)

第7条 室長及び研究員は、研究成果について自らの判断で公表することができる。

る。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(報告)

第8条 室長及び研究員は当該年度の研究成果の報告書を翌年度の5月末日までにセンター長に提出するものとする。

(研究費の執行)

第9条 研究室の研究費(研究センター予算)の執行計画については、センター長が認めた上で、院長の承認を得て執行する。

(会議)

第10条 センター長は、必要に応じ研究センターの運営及び研究活動の推進に必要な会議又は協議の場を招集することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究センターに関し必要な事項は、研究センターにおける協議を踏まえ、高槻病院運営会の承認をもって定める。

第12条 研究計画書の取りまとめ、及び研究費の予算管理等は研究センターが行う。
2 研究費の執行管理については事務部管理科が行う。

付 則 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2014年4月1日改訂

2018年4月1日改訂

2020年2月14日改訂

2026年4月1日改訂